

令和 8 年度 第 1 回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和 8 年 7 月 15 日（水） 10：30～12：00

場所：和歌山県薬剤師会館 4 階大会議室

林業振興課 副課長 (以下「司会」)	皆様お揃いになりましたので、只今から、令和 8 年度第 1 回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。 委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の[]でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林林業局長の[]より、ご挨拶申し上げます。
森林林業 局長	皆さん、こんにちは。 本日は森林審議会を開催いたしましたところ、皆様におかれましては業務ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素から県行政、とりわけ森林・林業行政の推進に格段のご理解とご協力を賜っておりますこと、さらに、森林・林業及び木材産業の発展にご尽力を賜っておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。 さて、昨年 10 月に隣接県である奈良県ご出身の高市内閣総理大臣が就任されて以来、間もなく 9 か月を迎えようとしております。現在も物価高騰が続く、国際情勢も非常に厳しさを増す状況ではございますが、国におかれましては経済政策や安全保障政策の推進に取り組まれているところでございます。 林業分野におきましては、去る 6 月 5 日に「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。100 年続く「森の国、木の街」の実現に向け、林業及び木材産業にとって大きな節目の年を迎えていると認識しております。このような中、本県では昨年 12 月に、2040 年を見据えた新たな県政の指針となる「和歌山県総合計画」を策定いたしました。この計画では、

森林林業
局長

「人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山」、そして「個人が尊重され、あらゆる分野で個性が輝く和歌山」を目指していくこととしております。そして、森林・林業分野におきましては、その実現に向けた具体的な取組として、今年3月に「和歌山県森林・林業総合推進計画」を策定いたしました。この計画では、昨年3月に策定いたしました「和歌山県林道整備計画」に基づき、林道整備を進めることで、素材生産量のさらなる増加を図り、循環型林業の実践、林業の労働環境の向上、紀州材の利用拡大、多様で豊かな森林づくりを推進してまいります。この4つの方針を柱に、各種施策を総合的かつ計画的に推し進め、紀州林業のさらなる発展と森林の保全を図ってまいります。また、この計画では、2050年のカーボンニュートラル実現や、人口減少・高齢化の進行、木材需要の変化など、森林・林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業の確立を、県政の重要な柱の一つとして位置づけております。

今後も森林を守り育てながら、地域経済を支える産業としての森林・林業の振興に取り組んでまいります。

次に、我々も少し心配しておりました、4月から6月の雨の多い時期に発生する災害についてお話をいたします。近年は気候変動の影響により、大雨や短時間豪雨の発生が増えており、山地災害は激甚化する傾向にあります。本県では、4月の豪雨や6月の台風6号の影響により、田辺市、新宮市、かつらぎ町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町の34路線で林道災害が発生し、被害額は約4億円となっております。さらに田辺市では、治山災害として8,700万円の被害が発生しました。現在、県や市町村において、早期復旧に向けて迅速に対応しているところでございます。

さて、次に、本県において今年11月7日、8日に田辺市と白浜町で開催される「第49回全国育樹祭」についてお知らせします。本大会のテーマは、「育てて使おう 地球に優しい 緑の資源」です。

森林林業
局長

これまでの大会ではあまり明確にされていなかった「使う」という視点を新たに打ち出し、森を育てるだけでなく、その恵みを適切に使うことの大切さを、多くの皆様にご参加いただきながら広く発信していきたいと考えております。

具体的には、「お手入れ行事」を田辺市の新庄総合公園で、「式典行事」を白浜会館で開催します。この機会を通じまして、次世代を担う子供や若者をはじめ、多くの方々に森林・林業の魅力や価値を実感していただき、県民全体で森林を支える機運が一層高まることを期待しております。

本日の森林審議会は、今年4月1日の委員改選後、初めての会合となります。この後、議事事項として、会長・副会長の選任について、また、その他事項として令和8年度の森林林業局の施策概要や、和歌山県における森林環境譲与税の取組状況についてご説明をさせていただきます。委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本県の森林林業が将来にわたり地域を支える基盤産業として発展し、県民の皆様により大きな恩恵をもたらすよう、今後も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員、委員、それから委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

森林林業局長の です。

林業振興課課長の です。

森林整備課課長の です。

全国育樹祭推進室室長の です。

林業振興課計画推進班長の です。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料につきまして、委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、
内容が、

- ・ 次第、出席者名簿、配席参考図
- ・ 和歌山県森林審議会委員名簿
- ・ 和歌山県森林審議会関係法令等
- ・ 資料 1
「令和 8 年度 森林林業局施策概要」
- ・ 資料 2
「和歌山県における森林環境譲与税の取組状況」

なお、参考資料として、「令和 8 年度森林・林業及び山村の概況」「和歌山県森林・林業総合推進計画」も配布しております。

資料は以上でございます。

不足等はありませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料「和歌山県森林審議会関係法令」1 ページ目をご覧ください。

司 会

森林法第 68 条第 1 項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」とこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第 68 条第 2 項及び第 3 項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における

開発行為に関すること。

- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などでございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日の議事は、

「会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」について

その他事項としまして、

「令和 8 年度 森林林業局施策概要について」、「情報提供 和歌山県における森林環境譲与税の取組状況」

で、ございます。

それではこれより、議事に移らせていただきます。

まず、議事事項としまして、「会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」について、でございます。

令和 8 年 4 月 1 日付けで委員の委嘱をさせていただいた後、今回が最初の審議会となります。

司 会	会長の選出につきましては、資料の 1 ページにある森林法第 7 1 条第 1 項の規定に基づき、委員の皆様の互選により選出していただくことになってございますが、会長の選出について、いかがお取り計らいいたしますでしょうか。
委員	はい。前回に引き続き、委員にお願いしたいと思えます。もしよろしければ、委員に引き続き会長をお願いできればと思います。
司 会	ただいま委員から、委員に会長を務めていただきたいとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。
各委員	(一同拍手)
司 会	異議なしとのことですので、委員に会長をお願いしたいと存じます。 それでは、これより会議の議長につきましては、資料の 3 ページにある和歌山県森林審議会運営についての内規第 5 条の規定に基づき、会長をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。
会長 (以下「議長」)	京都大学の でございます。ただいま会長に選出していただきました。どうかよろしくお願いいたします。皆様のご協力のもと、会長の職をしっかりと務めさせていただきたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 一言だけ申し上げさせていただきます。今期、改めてメンバーが入れ替わり、留任の方も含めて、非常に新鮮なご意見をいただけるのではないかと期待しております。 私は会長として議長も務めさせていただきますが、議長というよりも、皆様の意見の整理役という形で務めさせていただきたいと思えます。ぜひ、この審議会という場を活用して皆

議 長

様の思いの丈をしっかりとお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど局長からのお話もありましたように、人口減少や、気象の激甚化に伴う防災対策をどうするのかといった課題は、非常に大きな問題としてますます迫ってくるかと思います。一方で、林業への追い風という形もございますが、特に AI の進展は、この 1 年ほどで非常に目覚ましいものがございます。実は昨日も自動集材・造林マルチワークシステム検討委員会がございました。今年は、フィジカル AI を搭載した機器の試験を和歌山県内で行う予定となっております。このような新しい技術を取り入れ、森林、あるいはその地域をどのように発展させていくのかを考える上で、本県は日本の中でも先進地域でございます。

こうした先進的な取組を、今後どのように進めていくのかについて、本審議会の中でご意見をいただき、方向付けをしていくことは非常に重要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事を進めていきたいと思います。議事に入る前に、本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

続きまして、副会長の選出でございます。資料 3 ページの「和歌山県森林審議会運営についての内規」第 2 条第 1 項にその記載がございまして、委員の互選により選出していただくことになっております。

いかがでしょうか。

(「会長一任」の声)

議 長

ただいま「議長一任（会長一任）」というお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、■■■■委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

■■■■委員

はい。よろしくお願いいたします。

議 長

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、森林保全部会の部会長および部会委員の指名についてでございます。

指名に先立ちまして、森林保全部会について事務局からご説明をいただけますでしょうか。

林業振興課
計画推進班長

はい。お手元にございます資料「和歌山県森林審議会関係法令」の 2 ページでございます。1 枚目が森林法で、次が森林法施行令、そして「内規」と記載されている部分でございます。

森林法施行令第 7 条第 1 項におきまして、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができると規定されております。この規定に基づきまして、資料 5 ページに記載しております「和歌山県森林審議会森林保全部会設置要綱」を別に定めております。

要綱第 2 条第 2 項において、4 つの事項について審議することができると規定しております。具体的には、森林法に基づく事項として、地域森林計画の変更に関すること、森林の土地の保全に関すること、保安林の指定の解除に関すること、そして森林病虫害等防除法に基づく事項として、高度公益機能森林等に関する事項でございます。

議 長

はい。どうもありがとうございました。

この保全部会につきましては、審議会本体とは別個に、具体的な申請があった際に個別で審議していただくという、非常に重要かつ大変な役割を担っておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

議 長

また、事務局から説明のあった部会の委員につきましては7人以内となっており、内規により会長が指名することになっております。私の方から、森林保全部会の委員を指名させていただきます。まず、森林保全部会の部会長には■■■■委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。そして、森林保全部会の委員につきましては、■■■■委員、■■■■委員、本日はご欠席ですが■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員の皆様をお願いしたいと考えております。

非常に重要で大変な仕事になると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

議事の1番目は以上で終了でございます。

その他の事項につきまして、まず、令和8年度の森林林業局の施策概要につきまして、和歌山県からご説明をいただきますでしょうか。

森林林業
局長

それでは、令和8年度森林林業局の施策概要について、私からご説明をさせていただきます。

資料はお手元でございます「資料1」でございます。よろしいでしょうか。

大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは資料の1ページをご覧ください。

冒頭私からの挨拶でも少し触れましたが、和歌山県総合計画に沿って策定いたしました「森林・林業総合推進計画」の目標達成に向けて、まずは林道整備の加速化に取り組み、循環型林業の実践、林業の労働環境の向上、紀州材の利用拡大、多様で豊かな森林づくりなどを進めてまいりたいと考えております。

今年度の基本方針として、ポイントを6つ挙げております。資料の四角い枠の中をご覧ください。

1つ目は、一昨年から約2年間にわたり森林ゾーニングの見直しを行っており、経済林エリアにつきましては生産性の向上に向けた施策を集中的に推進し、その中でも特に重点エリ

森林林業
局長

アにおいては「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を進めていくこととしております。また、環境林エリアにつきましても、公益的機能が十分に発揮できるよう施策を講じてまいります。いずれのエリアにおきましても、様々な施策を展開することとしております。

2つ目でございます。

林道整備計画に基づき、林道の整備を加速させるとともに、先進的な林業機械や木材加工施設の導入によって、林業・木材産業の生産基盤の強化や収益性向上を図ることをポイントとしております。

3つ目でございます。

近年、人口減少などの影響により、住宅着工戸数が全国的にも、また県内においても落ち込んできております。これらを踏まえ、公共建築物をはじめ、県内外での民間非住宅建築物の木造・木質化を支援するとともに、海外における原木や製材品のトライアル輸出を含め、ニーズ調査を継続的に実施するなど、紀州材の利用拡大を図ってまいります。

4つ目でございます。

令和元年度から譲与されております森林環境譲与税を活用し、市町村の森林整備を一層促進させるために市町村を積極的に支援するとともに、林業の担い手は森林林業を守る上で最重要であるため、担い手の確保、育成に向けた取組を推進することを最大のポイントとしております。

5つ目は、山村地域の活性化に資する特用林産の振興を図り、活力ある山村づくりを推進していくこととでございます。

最後に6つ目ですが、森林整備の促進を図るとともに、最近注目されております森林クレジット制度の活用、また紀州材による木造・木質化を通じた木材の利用促進を図ることで、カーボンニュートラルの実現に貢献することをポイントとしております。

以上、今年度の基本方針として全部で6つのポイントを挙げました。6つすべてが非常に重要ですが、県といたしましては、特に4つ目に示す「林業の担い手の確保、育成、定着」を

森林林業
局長

最重点事項として、森林林業局の 1 丁目 1 番地と据え、何があっても力を入れて牽引していきたいと考えております。

資源豊かな和歌山の森林を次世代に引き継いでいくためにも、最優先で力を注ぎ、対策を継続してまいります。

この 6 つの柱となる基本方針に基づき、次に示す 1 から 7 の重点施策など、各種事業を展開してまいります。

なお、森林林業局の重点施策につきましては、各課室の重点施策を局として一つにまとめたものでございます。どの取組がどの担当課室で実施しているものなのか、この資料だけでは少し分かりにくい部分がございます。

本審議会において初めてご着任いただいた委員の皆様にもご理解いただけますよう、この後、各担当課室長から、資料 9 ページ以降に綴られております各課室の施策方針に基づき、ご説明をさせていただきます。

林業振興
課長

林業振興課長の [REDACTED] でございます。

資料 9 ページから 11 ページにかけまして、令和 8 年度の林業振興課施策方針についてご説明をさせていただきます。

まず冒頭に、林業振興課といたしましては「素材生産量の増加」を大きく掲げております。以前の森林・林業総合戦略において、2026 年度の目標値として 35 万立方メートルを掲げておりましたが、令和 7 年次の生産量は約 30 万立方メートルにとどまり、目標には届いておりません。

お配りしている「森林林業及び山村の概況」の中にありますように、人工林のスギ・ヒノキの年間成長量は約 100 万立方メートルですので、その 3 分の 1 も伐採できていない状況にあります。このような中で各施策を推進し、素材生産量の増加を達成したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和 8 年度予算は、林業振興課の事業費ベースで 25 億 4,096 万円となっており、これは 21 事業にわたる予算でございます。

前年度（令和 7 年度）当初と比較いたしますと約 2.5 億円増加しており、対前年比 110%という状況になっております。

林業振興
課長

重点施策につきましては、以下の 5 つの柱（9 ページから 11 ページ）で構成されております。

- 1.循環型林業の実践
- 2.林業の労働環境の向上と活力ある山村づくり
- 3.紀州材の利用拡大
- 4.森林経営管理制度の円滑な運用と森林環境譲与税を活用した森林整備の促進
- 5.森林におけるカーボンニュートラルへの貢献

9 ページにお戻りください。

1 番目の「循環型林業の実践」について、特に重要な点をご説明いたします。昨年度末に、和歌山県独自の森林ゾーニングの見直しを行いました。大きな見直し点として、航空レーザー測量データの解析から得られた地位情報を活用し、地位が高い適地を経済林として位置づける変更を行いました。この見直し内容を活用しながら、1 つ目にある和歌山県林道整備計画に基づく計画的な林道整備の推進、3 つ目にある先進的な林業機械を用いたスマート林業の推進などに重点を置いてまいります。また、下から 3 つ目の森林クラウドシステムの活用、および下から 2 つ目の成長産業化に向けた紀州材のさらなる躍進を目指すための研修会を、林業事業体を対象に実施していく予定でございます。

次に、2 番目の「林業の労働環境の向上と活力ある山村づくり」における「林業の担い手の確保と育成」についてです。これにつきましては、1 つ目にあるように、昨年度に引き続き新規就業者の確保を図るため、紀州林業の動画配信や SNS による情報発信を行います。また、今週 18 日の土曜日に東京で開催される林業体感セミナーをはじめ、東京、大阪、県内を含めて年間 9 回のセミナー開催を予定しております。これらを積極的に進め、新規就業者の確保を図ってまいります。

また、5 つ目ですが、雇用管理や就業環境の改善に取り組む林業事業体に対して、新規就業者の研修費用や指導費などの支援を新たに開始いたします。

10 ページをご覧ください。「活力ある山村づくり」についてご説明します。備長炭や、最近注目を浴びているサカキ、アセビなどの販売促進を行います。また、3 つ目にある、物価高騰の影響を受けているキノコ生産者への支援として、国の補助金を活用し、資材価格の上昇分を補填する支援を今年度実施してまいります。

次に、3 番目の「紀州材の利用拡大」です。これについては、1 つ目にある製材用設備の導入や、性能が向上する高度な設備への買い換え・導入を支援いたします。

また、下から 4 つ目の、市町村公共施設の木造化を促進するため「木材利用推進キャラバン」を強化いたします。これは例年実施している取組ですが、本県が脱炭素推進県であることも踏まえ、木造化をさらに強力に推進してまいります。

さらに、下から 3 つ目にある「紀州材の海外輸出」に向け、原木や製材品の輸出トライアル等を実施いたします。昨年度も中国、台湾、韓国へのトライアルを実施いたしましたが、山から港へ原木を搬出する際の流通経費の高騰などが課題として浮き彫りになりました。また、昨日も輸出を実践されている事業者の方々と直接意見交換を行ってまいりました。これらを踏まえ、今年度もトライアル輸出を継続して進めてまいります。

4 つ目の「森林経営管理制度」についてです。これにつきましては、これまでの取組に加え、下から 2 つ目にある「既存データの解析」と「航空レーザー測量」を組み合わせることで実施し、森林資源情報の精度向上を加速化させてまいります。

また、下から 3 つ目の「森林クラウドシステム」を活用し、伐採届の提出や造林事業の補助申請などの既存の事務手続きをオンラインで行えるよう、開発・運用を進めております。

5 つ目の「森林におけるカーボンニュートラルへの貢献」についてです。これにつきましては、県有林における森林クレジットの発行実績を基に、事務手続きのノウハウをまとめた手引書を作成し、クレジット制度のさらなる普及を図ってまいります。さらに、クレジットの発行にあたっては、多額の費用

林業振興
課長

や長い期間を要することが課題となっております。これに対し、本県としては他の林業関係団体等と連携し、国への要件緩和等の要望活動を強化するとともに、ノウハウ共有のための研修会を開催してまいります。

もう一点、先ほど局長からも話ございましたが、公共建築物や民間非住宅建築物での木材利用は炭素固定に直接つながるため、利用拡大を積極的に支援してまいります。

林業振興課からは以上です。

森林整備
課長

改めまして、森林整備課長の[REDACTED]でございます。

資料 12 ページ、13 ページをご覧ください。森林整備課の施策方針についてご説明いたします。

森林整備課には、緑化推進班、治山班、森林づくり班の 3 つの班があり、室として全国育樹祭推進室が設置されております。

緑化推進班では、「紀の国森づくり基金」や「緑の募金」を活用した各種事業を展開しております。また、「緑花センター」や「根来山げんきの森」、龍神の「護摩壇山森林公園」の管理・運営を行っております。

治山班では、治山事業を担当しております。幸い、ここ 2、3 年は大規模な災害が発生していないため、事業費は大きく伸びておりませんが、災害発生時には即座に対応できる体制を整えております。このほか、林地開発許可、保安林の指定・解除、および保安林の整備、指定施業要件の変更手続きなどを行っております。

森林づくり班では、造林や間伐といった従来からの事業を中心に展開しており、その他に優良な苗木や種子を確保する種苗事業、県有林の管理を行っております。最近では、森林クレジット発行に向けた調査・申請業務も推進しております。

今年度の予算は、事業費ベースで 56 億 5,200 万円となっており、前年度比で約 109%の増額となっております。

続きまして、重点施策についてです。森林整備課としては、以下の 4 つの柱を掲げております。

森林整備
課長

- 1.循環型林業の実践
- 2.多様で健全な森林づくり
- 3.森林におけるカーボンニュートラルへの貢献
- 4.第 49 回全国育樹祭の開催

12 ページにお戻りいただき、順番にご説明いたします。

1 つ目の「循環型林業の実践」についてです。これは林業振興課の施策とも重複いたしますが、森林整備課としては、植栽や下刈りなどの保育にかかる経費を抑制し、循環型林業を確立するため、伐採から植栽までの一貫作業システムの普及や、成長の早いエリートツリーの導入、下刈り作業の省力化などを進めてまいります。スマート林業や低コスト林業の実践を強力に後押ししてまいります。

2 つ目の「多様で健全な森林づくり」についてです。水源の涵養や県土の保全など、森林の持つ多面的機能を維持し、次の世代へ健全な森林を引き継ぐ取り組みを進めております。生育の悪い一部の人工林について、広葉樹林化や針広混交林化への誘導を図ってまいります。

また、伐採後に再植林がなされていない再造林未済地の問題を解消するため、コンテナ苗を活用した一貫作業や下刈りの省力化技術を普及させ、再造林を促進してまいります。花粉発生源対策としては、花粉の少ない苗木の生産拡大や植え替えを進めております。林業試験場の中辺路試験地においても、少花粉スギ苗や特定母樹の種子生産体制の強化を図っております。

2 つ目の「多様な主体による森林づくり」では、「企業の森」事業に参画する企業・団体の積極的な誘致活動を展開しております。さらに、「紀の国森づくり基金」や「緑の募金」を活用した森林づくり活動を県民協働で進めております。

3 つ目の「山地災害の防止」では、治山事業の円滑な実施と、保安林の適正な配置・管理体制の強化を進めております。

13 ページをご覧ください。

「森林におけるカーボンニュートラルへの貢献」として、温

森林整備
課長

室効果ガス削減に寄与するため、二酸化炭素の吸収源対策に資する森林整備を支援するとともに、県有林を活用した森林クレジットのさらなる発行手続きを進めております。なお、本年 4 月には、県有林で認証された森林クレジット 100 トンの販売を開始しております。

私からは以上です。

育樹祭推進
室長

続きまして、全国育樹祭についてご報告させていただきます。

内容につきましては資料 13 ページのとおりですが、お手元の別冊「第 49 回全国育樹祭実施計画書概要版」に沿ってご説明いたします。

11 月 7 日、8 日に開催される全国育樹祭まで、残すところあと 3 か月となりました。委員の皆様をはじめ、関係各位のご協力をいただきながら、現在、鋭意開催準備を進めているところでございます。

本大会の準備にあたり、2 年前の 8 月 27 日に、本審議会の委員の皆様にも多数ご参画いただき、「実行委員会」を立ち上げました。実行委員会を中心に検討を重ね、昨年度に今回の実施計画書を策定いたしました。

先ほど局長からも説明がありましたが、全国育樹祭とは、過去の「全国植樹祭」において天皇皇后陛下がお手植えされた樹木を、皇族殿下が引き継がれ、枝打ちや施肥などの「お手入れ」を行っていただく行事でございます。全国植樹祭を実施した箇所では育樹祭が行われることとなっております。和歌山県においては、昭和 52 年 4 月および平成 23 年 5 月に全国植樹祭を開催しておりますが、全国育樹祭は、本県では初めての開催となります。

今大会は、「育てて使おう 地球に優しい緑の資源」をテーマとして掲げております。従来の育樹祭であまり明確に打ち出されていなかった「使う」という言葉を初めて取り入れ、森林を育てるだけでなく、木材資源を適切に利用することの重要性を、全国の皆様とともに考え、発信してまいります。大会

育樹祭推進
室長

シンボルマークは、前回の植樹祭で活躍した和歌山県のキャラクター「キノピー」を、育樹祭仕様にリメイクして活用しております。

概要版の 3 ページをご覧ください。主要行事および併催行事のスケジュールを掲載しております。

2 日間にわたり、計 6 つの行事を開催いたします。初日の 11 月 7 日には、お手入れ行事、懇談会、および併催行事である「全国緑の少年団活動発表大会」、「育林交流集会」を実施いたします。翌 11 月 8 日には、式典行事を開催いたします。また、8 日、9 日の 2 日間、記念行事として「森林・林業・環境機械展示実演会」を開催する流れとなっております。

4 ページ、5 ページは、お手入れ行事の内容です。会場は田辺市の新庄総合公園でございます。歓迎アトラクションとして、秋津川の炭琴サークルの皆様と秋津川小学校の児童による炭琴演奏を予定しております。お手入れの内容としては、皇族殿下にウバメガシの整理伐を、妃殿下にはイチイガシへの施肥を行っていただく予定です。お手入れの介添えは、中辺路町の近野緑の少年団と熊野高校の生徒が務める予定となっております。

また、地域の子どもたちにこの歴史的な式典を体感し、記憶に残していただくため、お手入れ行事には、会場の地元校区である新庄第二小学校の 6 年生の児童を招待する予定としております。

6 ページから 9 ページは、式典行事の内容です。会場は白浜町の白浜会館でございます。皇族殿下のご臨席を仰ぐ本大会の最重要行事であり、県外から約 500 人、県内から約 800 人、さらに運営スタッフ等を合わせ、全体で約 2,000 人規模の参加を想定しております。4 月 22 日から一般公募枠の募集を行いましたところ、定員を上回る 268 名のご応募をいただきました。その中から抽選で約 200 名の皆様にご来場いただく予定です。

式典のプロローグでは、オープニングで全国植樹祭のレガシーや育樹祭へのムーブメントを高校生が語る映像に合わせ

て、前日のお手入れ行事の様子を紹介する予定としております。

式典の中では、皇族殿下のご臨席のもとお言葉を賜るほか、緑化功労者の表彰、緑の贈呈、緑の少年団の活動発表、メインアトラクションを執り行います。「緑の贈呈」では、従来の育樹祭で行われていた苗木の贈呈に代え、本県では、白浜第一小学校の児童が作成した「木の花束」を贈呈いたします。

緑の少年団の活動発表につきましては、前日に開催される発表大会で発表された少年団から発表される予定となっております。

メインアトラクションでは、大会テーマである「育てて使おう」にフォーカスを当て、ストーリーテラーとして溝端淳平さんを起用し、りら創造芸術高校の生徒による演技と和歌山児童合唱団による合唱で、大会テーマを表現してまいります。

エピローグでは、若手のリーダーの方々にご登壇いただき、木や森林の新しい活かし方や、それぞれの分野での先進的な取り組みをご報告いただくとともに、参加者の皆様とともに森林を未来へつなぐことを誓うアトラクションを行い、式典を締めくくる予定でございます。

式典行事は通常 3 時間近くを要する規模ですが、今大会においては全体を 2 時間程度のプログラムに短縮し、進めてまいります。介添えは白浜緑の少年団、田辺高校生を予定しており、小学生の招待については、白浜第一小学校の 5 年生から 6 年生の児童を予定しております。

10 ページは、「懇談会」でございます。こちらは皇族殿下のご臨席を仰ぎ、大会関係者や全国育樹祭において各賞を受賞される方々をお招きして開催する交流行事となっております。

11 ページは、併催行事である「育林交流集会」についてです。会場は南紀の台ホールを予定しております。「つないでいく、これからの森林づくりと木づかい」をテーマに、紀州備長炭の製炭や企業の森づくり、紀州材の利用普及に取り組む企業による事例紹介とパネルディスカッションを行います。こ

こちらの一般参加者の募集も近々開始させていただく予定です。

12 ページをご覧ください。併催行事である「全国緑の少年団活動発表大会」について説明します。会場は情報交流センターBig・Uを予定しております。昆虫研究家である篠原かをりさんによる特別講演のほか、全国から選出された緑の少年団の団体が一堂に会し、日頃の活動実績を発表いたします。本県からは、クマノザクラの保護育成活動を展開している高池小学校が代表として発表を行います。この大会での発表審査により、翌日の式典行事において全国代表として発表する団体が決定いたします。あわせて、今大会ではみどりの奨励賞や緑の少年団育成成功労者の表彰も執り行われます。活動発表の終了後には、緑の少年団のメンバーによるレクリエーションを交えた「交流集会」を予定しております。

13 ページは、記念行事である「森林・林業・環境機械展示実演会」でございます。旧南紀白浜空港跡地を会場に、国内外の最新林業機械を中心とした展示実演を行います。2 日間の開催で、業界関係者を中心に約 1 万人の来場を見込んでおります。こちらも、地元白浜町の小学生を対象に森林や林業への関心を深めていただくため、展示実演の見学ツアーを同時開催する予定です。

全国育樹祭の開催に向けては、県民の皆様幅広く知っていただくため、SNS を中心に多様なメディアを活用して、県内各地のイベントで PR 活動を行ってまいりました。その結果、現在までに県内のさまざまな団体から、80 を超える「育樹祭応援行事」を自主的に実施していただいているところでございます。

また、式典等の会場装飾につきましては、木材加工時に生じるうすい木片「かな屑」を活用した創花「キノハナ」を使用いたします。通常は生花でプランターを装飾することが多いのですが、今大会ではこの「キノハナ」を会場に飾る予定です。

プランターも、木製プランターカバーを製作して使用いたします。この「キノハナ」や「木製プランターカバー」の製作

育樹祭推進
室長

体験会、間伐体験会などを通じて、県内の小学生をはじめとする多くの県民の皆様に、森林循環の重要性を肌で感じていただく「シンボリックアクション」として展開しております。県内のイベント会場などでも実際に製作していただいているところがございます。

式典の表彰の際などに使用する胸章についても、この「キノハナ」を、受賞者や主催者に着用していただく計画としております。

なお、この「キノハナ」の製作は、和歌山県林業研究グループ連絡協議会女性林研部会の皆様に多大なるご協力をいただいております。誰でも簡単に美しく仕上げることができる製作方法の考案や製作指導にご尽力いただくなど、本計画を支えていただいております。

今後も引き続き、全国育樹祭の開催に向けた機運醸成を図るとともに、開催理念である「守り、次の世代へつなぐ」「育み、木を活かす」「共に考え、行動する」という姿勢が、緑の資源豊かな和歌山県における森林づくり活動として、大会終了後も県民全体の活動としてしっかりと継承されていく、その大きな契機となるような大会にしたいと考え、全力で準備を進めております。

また、ご協賛につきましても、本日まで出席の委員の皆様をはじめ、多方面から多大なるご協賛を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお、委員の皆様の中には、式典行事にご出席いただく方もいらっしゃると思いますが、併催行事や記念行事につきましては、自由にご参加いただけますので、ぜひ現地会場に会場いただけたらと思います。私からは以上でございます。

森林林業
局長

ただいま、 室長より全国育樹祭についてご説明いただきましたが、補足がございます。

本年4月1日付で、育樹祭の成功に向けた組織強化として、室長の上席に「全国育樹祭担当参事」が配置されました。

森林林業
局長

前森林整備課長の[]がその任に就いております。本日は所用により欠席しておりますが、この場をお借りしてご紹介をさせていただきます。

それでは、私にマイクが戻りましたので、最後に全体の総括をさせていただきます。

資料の 5 ページ以降をご覧ください。先ほど各課室からご説明いたしましたとおり、今年度も重点施策から経常施策に至るまで、さまざまな事業をすでに展開しております。それらの事業全体を体系的に整理したものが、5 ページから 8 ページの表でございます。

5 ページから 7 ページが「事業体系図」、8 ページが「実施担当課別の事業一覧表」となっております。

5 ページから 7 ページの表において、金額の末尾に「(カッコ内再掲)」と記載されている部分がございますが、これは複数の事業間で金額が重複して計上されている箇所でございます。この「再掲」の金額を除いたものが、純粋な実質予算額となります。この重複を除いた実際の事業本数ベースで見ますと、森林林業局全体で 45 事業、総額約 82 億円の県予算規模となっております。

内訳といたしましては、7 ページ下部に掲載している二重線の表のとおり、林業振興課が 21 事業(約 25 億円)、森林整備課が 24 事業(約 56 億円)でございます。これを合算したものが、先ほど申し上げました全体予算の 45 事業、約 82 億円となります。

現在、和歌山県においては「財政危機警報」が発出されている厳しい状況ではございますが、そのような中でも、森林林業施策の重要性に鑑み、しっかりと予算を確保いたしました。その結果、対前年度比で約 7 億円の増額を確保してございます。

8 ページの表の中央にございます「増減」欄の最下部をご覧くださいますと、林業振興課で 2 億 4,900 万円の増、森林整備課で 4 億 5,300 万円の増となっており、両課を合わせて約 7 億円の増額となっております。この確保いたしました大切な

森林林業
局長

予算につきましては、計画的な予算執行に努めてまいります。

最後になりますが、今回確保した予算の効果を最大限に発揮し、本県の森林林業および木材産業のさらなる活性化に向けて全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

ご説明ありがとうございました。和歌山県の林政全般に加え、全国育樹祭関連の取り組みなど、非常に多岐にわたる幅広い内容でございました。

これより、委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと存じます。本日は貴重な機会ですので、日頃感じておられることや、施策方針についてお聞きになりたいことなど、忌憚のないご意見をお聞かせください。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

■ 委員、お願いいたします。

■ 委員

私からは大きく3点、意見と要望を申し上げます。

まず1点目として、先ほどからご説明いただいている施策の中で、林業の担い手の確保・育成・定着を最重点事項として位置づけていただいていることは、大変ありがたく思っております。ぜひ、ご支援をお願いいたします。

ただ、それに関連して現場で作業を行う担い手への応援が具体化する一方で、森林所有者である山主に対する普及活動の重要性についても、改めて見直す必要があると考えております。本日も女性林研の方がご出席されていますが、林研に限らず、所有者である山主に対する働きかけや普及活動が、全体として少し停滞しているのではないかと感じております。担い手の育成とあわせて、山主に対するアプローチや支援施策についても、重要事項として念頭に置いて進めていただきたいというのが1点目でございます。

2点目として、毎年開催しております「紀州材原木祭」についてです。これまでは龍神森林組合と西牟婁森林組合の木材

委員

共販所の共同開催という形で、西牟婁振興局や田辺市を中心に支援をいただいておりますが、今年からは（株）新宮原木様も新たに参画されることとなり、先日、合同の打ち合わせ会議が開催されました。

この会議の中で、県内における原木の円滑な流通体制の確立に向け、関係者が一堂に会する「情報共有の場」を立ち上げてはどうかという提案がなされました。現在はまだ正式な組織としての「協議会」が設立されたわけではございませんが、このような広域的な連携が始まろうとしております。今後は田辺・西牟婁といった地域単位の枠組みを超え、県内全域をカバーする木材流通の取り組みに発展していくものと考えられます。本庁におかれましても、こうした現場の動きに対して、情報交換が常に密に行えるような体制を整えていただきたいと考えております。

3点目は、低コスト造林・低密度植栽についてです。全国的な流れとして低コスト化や植栽本数の低減が進められていることは理解しております。しかしながら、本県独自のブランドである「紀州材」の強みは、その優れた強度や木目の美しさ、高い意匠性にあります。こうした産地としての強みを維持するためには、県独自の品質基準やこだわりを持った施業が不可欠です。

来年度（令和9年度）から、国の造林補助金の対象となる植栽本数の上限が、現在の1ヘクタール当たり4,000本から2,500本へと引き下げられることが決定しております。これは今までの基準から1,500本、本数が減少することになります。良質材の産地として対応できるよう、今後の県の施策においてしっかりと対応方法を検討していただきたいと考えております。以上の3点についてお伺いいたします。

林業振興
課長

林業振興課長の[]でございます。私からは、普及指導員の体制と、原木祭を契機とした広域流通の取り組みについてお答えいたします。

まず、林業普及指導員の活動についてお答えします。委員か

林業振興
課長

らご指摘をいただきましたとおり、かつては普及指導員が現場の山主の皆様や事業体へ密に足を運び、地域に密着した普及活動をきめ細かく行っておりました。私がまだ普及指導員であった頃は、現場に頻繁に出向き、所有者の皆様と関係を築いておりました。近年、そのような密着型の活動が一部低下しているのご懸念は、その通りであると受け止めております。普及指導員が現場に出向く際には、特に山主の皆様や林業関係事業者とのつながりを持つよう、会議等で指導・周知を行っているところでございます。そういった横のつながりを築くことで、原木祭のことにも関連するのですが、林業界全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

森林整備
課長

続きまして、森林整備課より、植栽本数の基準引き下げに関する県の対応方針についてお答えいたします。

委員からご指摘をいただいている「国における低密度植栽が推奨される中での高品質材のブランド維持」の課題についてお答えします。国の方針としては、補助対象となる植栽本数の上限を 2,500 本へ引き下げる流れが固まっており、これを一律に本県独自の特例として引き上げることは、極めて困難であるというのが現実でございます。

しかしながら、県といたしましても「紀州材」というブランドを維持するための何らかの支援策を構築してまいりたいと考えております。本県林業の強みを活かせる具体的な対策について、現在、検討を進めております。現場の実務に即した有効な施策となるようにしていきたいと考えております。

森林林業
局長

局長の 〇〇 でございます。委員からいただいたご意見に対して、当局としての姿勢を補足させていただきます。

原木祭につきましては、原木流通の広域化が進む中、県といたしましても、こうした現場の自発的な連携強化に向けた動きを大いに歓迎し、原木の高付加価値化につながるよう、県も連携していきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

森林林業
局長

次に、植栽本数の件につきましては、国で補助対象となる植栽本数の上限を引き下げる流れは固まっております。そのような中で、植栽本数を増やすことについては地域の実情がありますので、国からは「否定はしません」と回答を受けております。ただし、財政上の支援については、県単独予算で対応してくださいとの指導も受けております。

森林林業局としては、強度が高く、美しい紀州材の優位性を保つためにも、支援策については局を挙げて取り組んでまいります。先ほど申し上げましたように財政危機警報が発出されており、財政部局とも折衝してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ご回答ありがとうございます。紀州材のブランドの維持は、本県林業の競争力において極めて重要な論点でございます。ぜひ、現場の知見を活かした実効性のある施策を引き続き検討していただきたいと存じます。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

委員、お願いいたします。

委員

でございます。

先ほど林業振興課長様からご説明のありました「素材生産量（伐採量）」に関連して、一点提案がございます。

私どもの活動エリアにおきましては、利便性や流通コストの観点から、隣接する奈良県の木材市場へ直接搬出するケースが定着しております。市場関係者と話をする中で、木材価格は一般の物価上昇と必ずしも連動しておらず、逆に物価が上がると木材価格が下がるような状況にあると伺っております。奈良県の市場では、市場で買い手のつかなかった木材について、価格を維持するために買い支えているとも聞いております。

和歌山県では、なかなか搬出量が増えない背景には木材価格の問題もあると思いますので、ある程度、県として最低価格を示すことも必要ではないかと考えます。

委員

県としての今後の見通しや検討状況をお聞かせください。

また、病虫害や野生鳥獣被害への対策についても伺いたします。現在、山林内ではマツ枯れやナラ枯れなどの虫害が発生しており、森林に多大な影響を及ぼしております。しかしながら、現場における森林保全の観点から、最も急を要する課題はシカによる食害・剥皮被害でございます。

現在、私の地区では、森林管理署と協定を結び、3名体制でシカの捕獲業務を担っております。

しかし、野生鳥獣の駆除や捕獲活動の実態を見ますと、その大半が地元の猟友会への全面的な依存になっているのではないかと感じております。

高野町へ申請し、森林組合でも有害鳥獣の捕獲活動ができるように鑑札を取得している状況です。全県的にも同様の取組を進めれば、シカの捕獲が進むのではないかと思います。森林組合や林業事業体自らが有害鳥獣の駆除業務に参画できる仕組みを構築することは、極めて有効ではないかと考えます。国や県の縦割り行政を超えて、林業の現場に関わる者全員が有害鳥獣の防除に取り組めるよう、制度面や運用の見直しについて、県としてのご見解をお聞かせください。

林業振興
課長

ご質問ありがとうございます。まず、原木の下支えについてお答えいたします。

原木の最低価格を下支えし、県が直接的に財政補填を行うことは、現実的に極めて困難であるのが実情でございます。県としては、出口対策として、県内の木造公共建築物への補助制度の創出や、民間非住宅建築物への紀州材利用の拡大などを通じて、実質的な需要を創出することにより、素材生産地へ適正な価格が還元されるものと考えております。

森林整備
課長

続きまして、シカによる森林被害と防除体制の構築について、森林整備課よりお答えいたします。

有害鳥獣捕獲に関するわな猟の許可手続きにつきましては、鳥獣害対策課と緊密に連携を取りながら、林業事業体や森

森林整備 課長	林組合の職員自身が有害鳥獣の駆除に従事しやすくなるよう支援してまいりたいと思います。 また、森林林業局としましては、造林地への獣害防止ネットや防護柵の設置費用、単木を守るための防護資材、いわゆるシェルターや保護筒などの導入に対する補助・支援メニューをご用意しております。現在、林業試験場などとも協働し、環境負荷を抑え、森林内で最終的に分解・消滅するメタルラスを用いた防除資材の実用化・普及に向けた試験研究も進めております。
議 長	ご回答ありがとうございました。森林の持つ水源涵養や土砂流出防除といった多面的機能を健全に維持する上で、シカによる食害対策は避けて通れない、極めて重要な課題かと思っています。
森林林業 局長	局長の■■■■でございます。■■■■委員からいただいた原木価格の下支えについて、局としての見解を補足いたします。 ■■■■課長からも説明があったとおり、原木価格の調整を行政で行うのは非常に難しく、県としては出口対策、特に小規模の製材所を支援することが重要であると考えております。国の機械設備に対する支援事業は、小規模の製材所にとって非常にハードルが高いため、昨年度、知事の重点施策推進枠の中で、製材所支援を予算化しております。このように小規模の製材所を支援した上で競争意識を持たせることが、木材価格を上げる仕組みであると考えております。
議 長	すみません。時間の都合もあり、まだ情報提供がありますので、そちらが終わってから、再度ご意見やご質問をいただきたいと存じます。 それでは、情報提供として、和歌山県における森林環境譲与税の取組状況について、林業振興課から説明をお願いします。

それでは、「和歌山県における森林環境譲与税の取組状況」について情報提供させていただきます。

昨年度、令和 7 年度は、県と市町村を合わせまして約 16.8 億円を国から譲与いただきました。その活用実績は、県で 1.7 億円、市町村で 12 億円となっており、譲与額に対する活用率は 82% という状況でございます。

令和 8 年度につきましても、県と市町村を合わせて 16.9 億円が譲与される見込みですが、現時点での執行見込み額は 18.6 億円となっております。今年度は、入ってくる額よりも多くの予算を県・市町村で組んでいる状況でございます。そのため、一部の市町村におきましては、これまで積み立てていた基金を取り崩して事業に充てております。

そもそも、この森林環境譲与税は、国の基準に画一的に合わせるのではなく、地域の実情に合わせた事業ができるように国から譲与されているものでございます。そのため、主に市町村が主役となって進めていくこととなりますが、一方で、市町村からはさまざまな課題について相談を受けております。

例えば、「新規事業を立ち上げたいが、どのようなスキームにすればよいか」「経費をどう見積もるべきか」といった予算化に関する相談、また、「森林整備を実際に行うとなると、同意書を取得したり境界の確認をしなければならないが、そうした点で苦慮している」「補助事業を用意したけれど申請がなかった」といった、実施段階での課題も生じております。

これらへの対応として、県では令和元年度から毎年、市町村職員を対象とした実務研修を実施しております。さらに、各振興局の職員が日常的に各市町村を訪問する体制を整え、個別訪問を通じて伴走型の丁寧な支援に努めております。

また、どのような施策を展開するにしても、実際に現場で森林・林業を担っていく人材の確保が最も重要であるという認識のもと、県ではこの譲与税を活用し、森林・林業の就業者の確保や育成に向けたさまざまな施策を展開しているところでございます。

続いて、いくつか活用事例をご紹介します。県が都市部

で開催している「林業体感セミナー」についてです。ここでは、実際に本県へ移住して林業に従事している方の体験談などを提供しております。また、大阪などでは「就業相談会」を開催し、県内の林業事業体が個別の相談ブースを設けて、就業希望者と交渉できるようにしています。

続いて、県内の各市町村における特徴的な取組事例をいくつかご紹介いたします。

橋本市では、誕生したお子さんに木製のおもちゃを贈呈する取組を実施しております。同様の取組は他市町村でも見られますが、橋本市では「橋本市産の木材」を使用して製品化している点が特徴的ですので、ここで紹介をさせていただきます。

有田川町では、制度開始当初から非常に熱心に取り組んでいただいております。町が直接発注する森林整備だけでなく、独自の補助金制度を創設し、行政が直接着手できない民有林の森林整備についても、補助金を通じて支援する体制を整えております。

古座川町では、令和 6 年度から新たな取組を開始しております。古座川町では地籍調査の遅れから森林の境界確認が大きな課題となっております。そこで、過去の複数年代の航空写真などを活用することで、境界確認を効率化する取組を進めております。

田辺市では、通常の市発注事業に加えて、林業事業体が新規雇用を行った場合に優先的に事業を配分する仕組みを導入しております。これにより、事業体が将来的な見通しを立てて、安定した雇用を創出できるよう、発注方法を工夫して取り組まれています。

このように、森林環境譲与税を活用することで、それぞれの市町村の実情に応じた柔軟な事業展開が可能となっております。今後も、「このような事業が有効ではないか」といったアイデアやご提案がございましたら、ぜひお寄せいただきたいと考えております。私からの報告は以上でございます。

議 長

ご説明ありがとうございました。何かご質問があればお願いいたします。

委員

でございます。

森林環境譲与税について、入ってくる金額よりも多く使う見込みであるとのこと説明でしたが、一方で、都市部では有効な使い方が十分にできていないと感じております。都市部には山がありませんので、木材の利用促進に向けた取組など、県から都市部の市町村へご指導をお願いいたします。

それから、資料1に戻って、予算の表の中で、林業振興課の紀州材需要拡大対策支援についてです。以前、県から伺ったところでは、住宅支援が終了し、民間の非住宅の支援に力を入れていくとのことでした。しかしながら、アメリカとイランのホルムズ海峡への影響などもあり、状況が変わってきております。住宅を建てるにあたって、ここ数カ月で価格が上昇しており、金利も上がっています。中小の工務店や、これから家を建てることを検討している若い人向けの支援について、ここ数カ月で状況が悪くなっていると感じております。川下を担う木材業界として、住宅支援についてご検討いただきたいと思います。

林業振興
課長

譲与税の関係ですが、和歌山市への支援はこれまでも行っておりますが、引き続きキャラバンなどで、木材利用を中心とした譲与税の有効な活用方法について、今後も具体的な提案などを行ってまいります。

それから、住宅支援の件ですが、中東情勢が不安定化している中、住宅価格も上がってきておりますが、住宅における紀州材の利用については一定の効果が出たということで、民間非住宅への支援に移行しております。

議 長

紀州材の部分は住宅事情と非常に関連がありますので、引き続き検討していくようよろしくお願いいたします。

それでは、これまでの説明全般を通じて、ほかにご意見やご

議 長

質問はございませんでしょうか。■■■■委員、お願いいたします。

■■■■委員

古座川ゆず平井の里の■■■■でございます。

県内で最も高齢化が進んでいる古座川町において、その最上流部に位置する平井地区でゆずの加工販売事業を営んでおります。地元の山林や地域の状況から、一点お伺いいたします。

近年、山の伐採作業などを町外の事業者へ委託するケースが増えております。しかし、その作業現場において、非常に荒っぽく雑な伐採が行われている状況が散見されます。切り倒された一部の木材が適切に処理されず、谷筋に放置されているため、増水時に流出し、下流のダム湖に流入しております。

鮎釣りやブラックバス釣りなどの観光客にとっても重大な障害となっており、地域で大きな問題となっております。町議会議員が議会で質問を行うなどの動きもございましたが、県からは、ダム管理者側が処理費用を負担して回収・処分を行うとの回答があっただけで、問題の解決には至っておりません。

地元住民や関係者が作業方法について直接注意を行っても改善されず、振興局に対して指導を要請し、指導を行っていただいたにもかかわらず、抜本的な解決に至らないまま数年間放置されているのが実態です。林業事業者の作業モラルや適切な伐採作業手順など、県としてどのような指導・規制の仕組みを持っておられるのか、現状をお伺いしたく存じます。

議 長

事務局よりご回答をお願いいたします。

林業振興
課長

県が公共事業や補助事業として発注・支援する森林整備および伐採作業におきましては、現地検査等で是正指導を行っております。

一方で、補助金等を利用しない民間同士の直接契約、いわゆる自力事業や、町外の事業者が行う任意の伐採活動につきま

林業振興
課長

しては、行政側の直接的な介入や指導には限界があります。改めて、現場指導の際には周知してまいりたいと思います。

委員

国有林では請負契約を結んで伐採を行っており、契約条項において「伐採後の残置物を沢筋や河川内に放置しないこと」「流出防止の適切な措置を講じること」を厳格に義務づけております。

議長

ありがとうございました。流木の流出は、下流住民の安全や生命、インフラ保全に直結する極めて重大な問題です。適切な指導と監督を徹底していただきますよう、お願い申し上げます。

ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

本日の議論を深めていただき、誠にありがとうございました。残された課題や詳細な点につきましては、次回の審議会において引き続き活発なご議論をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日のすべての議事を終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたる熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。円滑な会議運営にご協力いただきましたことに、深く御礼申し上げます。

司会

会長、誠にありがとうございました。

本日の森林審議会における審議結果および議事内容につきましては、事務局にて議事録案として取りまとめます。完成した議事録には、開会時に会長より議事録署名委員としてご指名いただきました委員および委員の署名・捺印を頂戴することとなりますので、その際にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回和歌山県森林審議会を閉会いたします。

司 会

長時間にわたる熱心なご審議に、重ねて感謝申し上げます。
どうぞお気をつけてお帰りください。

議事録署名委員 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩